

会計検査院の实地検査について

1

- 一 会計検査院第5局の特別検査について
- (一) 予算執行について

ただいまの報告に関して、何点か伺います。

本年4月に行われた平成14年から平成18年までの会計検査院の特別検査により、補助金の不適切な執行があると指摘されたということですが、始めに、なぜ指摘されるような予算執行が行われたのか伺います。

農政課長 加藤 聡

指摘のあった予算執行についてであります、この度の会計検査院による特別検査において、指摘を受けることとなった要因としては、国庫補助事業と道単独事業などが輻輳している実態や、

国庫補助事業事務費の適正な経理処理や補助対象要件に対する職員の認識が十分でなかったこと、

さらには、厳しい財政状況の中で、国費をできるだけ活用したいという意識があったものと考えております。

2

- 一 会計検査院第5局の特別検査について
- (二) 見解の相違について

指摘を受けたものの中には、道として検査院とは別な見解を持っている事案があるということだが（山本副知事、補助金の扱いについてはこちらにも言い分があり、引き続き検査員と協議したいとしているが）、具体的にどのようなことが説明願いたい。

農政課長 加藤 聡

会計検査院の指摘についてであります、
例えば、賃金に関して申し上げますと、
会計検査院からは、臨時職員を当該補助事業の
本来の目的外の部署に配置したと指摘されましたが、

この臨時職員は、当該補助事業の担当グループではないものの
同一課内の他のグループに配置されており、
当該補助事業の業務も行っていたと説明したが
認められなかった事案や、

また、旅費においては、補助事業の推進を目的に開催された
他県との情報交換会への出席や、
WTO農業交渉に係る幹部職員の要請活動などが、
補助対象外であるとされたところ。
道としては、これらを補助事業の円滑な推進や
補助事業に関連する業務として執行したが、
会計検査院では、「補助事業の施行のため直接必要な経費」
との規定を厳格に適用したものと考えております。

3

一 会計検査院第5局の特別検査について

(三) 裏金の有無について

他県でも同様の指摘があり、そのうち一部の県では裏金として業者に預けているという報道がなされている。知事は先日の記者会見で「道ではそのようなことは行われていない」と明言したということですが。

極めて重大な事ですので、あらためて伺いますが、裏金はないということで間違いないですね。

農政課長 加藤 聡

いわゆる裏金についてであります、
他県で指摘されている「預け金」などのいわゆる
「裏金」などの不正については、北海道における検査では
会計検査院からの指摘はなく、

また、道としても、検査を通じ、
提出した関係書類のチェックなどで、
「裏金」などの不正はなかったことを、確認しております。

4

一 会計検査院第5局の特別検査について
(四) 独自調査について

平成14年から平成18年度までの特別検査であり前年度平成19年度分についても、知事は同じ記者会見で、道として独自の調査を行うことを表明したと承知していますが、どのように実施する考えか伺います。

農政課長 加藤 聡

独自調査についてであります。

調査方法については、

この度、会計検査院が検査の対象とした
農林水産省、国土交通省が所管する補助事業における
賃金、旅費、需用費の平成19年度分の全件について、

本庁農政部、水産林務部、建設部、
そして全ての支庁及び土木現業所を対象として、
担当職員を現地に派遣するなどして、
調査を実施することとしており、
年内を目処に結果を取りまとめたいと考えております。

5

一 会計検査院第5局の特別検査について

(五) 事務費予算について

国費補助事業の事務費を持っている部局に対しては、その分を見込んで道費予算が配分されていると思うのですが。そうだとすれば、指摘のように国費事業事務費の使途が限定されてしまうと、業務遂行に支障を来すことにならないか伺います。

農政課長 加藤 聡

事務費予算についてであります。

国庫補助事業や道単独事業の事務費の予算配当は、基本的に事業量に応じて配分されておりますが、道単独事業に係る事務費については、

道財政が逼迫する中で、年々縮減されており、必ずしも十分ではない状況にあります。

このような中で、国庫補助事業事務費が会計検査院が指摘したような使途に限定された場合には、業務執行に影響が出てくるものと考えている。

6

一 会計検査院第5局の特別検査について

(六) 国に対する主張について

私は、補助金の使途を事業遂行上、直接的に必要なものという極めて狭い範囲に限定し、間接的に役に立つと考えられるものはすべて「不正」とされてしまうのであれば、あまりにもお役所的な判断であり、かえってムダ使いになってしまうのではないかと考えます。

もちろん国民の税金であることから、好き勝手な使い方が許されないことは当然ですが、一定程度は地方の裁量も認め、柔軟な事務事業により効果的・効率的な予算執行が出来るよう、国に対して主張すべきことは主張しなければならないと考えますが、部長の見解を伺う。

農政部長 細越 良一

効率的な予算執行の確保などについてであります、

国庫補助事業の執行に関連して
各種協議会への出席などの事案についても
補助目的外とされたことは、業務実態からは
大変厳しい見解であると考えているところ。

知事も先の記者会見において、
国と地方などによる議論の余地が
あるのではないかと発言しているところであり、

私としても、現状の国庫補助事業事務費が、
その使途の制約などから、地方の裁量が十分に発揮できず、
効率的な予算執行がしにくいといった問題点もあるものと
考えているところ。

このようなことから、
事業実施に関連して必要な経費については
補助対象として予算執行できるよう協議を行うとともに、
具体的な使途基準の明確化などについて
申し入れてまいりたい。

執行予算を効果的に使い、様々な事業展開を行い地域振興や住民福祉の向上を図るのが行政の仕事でありますので、予算は厳格に使われなければならないが、より効果的な予算執行が無駄を省くことになると考えますので、この際、国としっかり協議する事も必要と考えます。

今後、さらに調査が行われるということなので、その結果を待って、必要であれば改めて伺うこととし質問を終わります。